参考様式　第３－１号（要綱第３条第４号関係（①対応体制））

不適正表示が発覚した場合の対応体制

①　不適正表示が発覚

②　端緒等を記録する。

（例：日付、内容、発覚の経緯、消費者からの連絡の場合はその連絡先…等）

③　食品表示責任者へ、不適正表示があった旨及びその内容を伝達する。

④　食品表示責任者は速やかに事実確認を行う

⑤　事業所責任者と情報共有する。

⑥　発生した不適正表示に対する措置を速やかに検討・決定する。

⑦　⑥で決定した措置を実行するとともに、店頭ＰＯＰやホームページへの掲載、会員への個別連絡により、消費者へ周知する。

⑧　一連の対応を記録し、原因究明に努め、再発防止策を講じるとともに、事業所内で情報共有を行う。

① 不適正表示の発見② 端緒等の記録

対応者

連絡先

○○保健所　TEL：123-456-789

⑤ 情報共有

⑥ 措置の検討・決定

④ 事実確認

⑦ 報告

⑦ 周知

行政（保健所等）

消費者

(不適正表示に係る連絡)

⑧ 再発防止策の検討等

事業所責任者

食品表示責任者

③ 伝達